

# 格付実績の報告書

## （有機農産物の生産行程管理者）

特定非営利活動法人日本有機農業生産団体中央会  
理事長 齋藤 修殿

記入日 年 月 日（報告者が記入）

受付日 年 月 日（記載しないでください）

名称及び代表者				印
認証番号				
住所もしくは所在地				
ご担当者名		電話		
電子メールもしくは FAX	（メール優先で記入）			

\*この報告書は、**J A S 法施行規則第 7 8 条第 1 項**に基づく格付実績についての報告のためのものです。みなさんの1年間の格付の実績（昨年4月1日から今年3月31日）を、3月末日で集計し、6月末日までに報告をお願いしています。特別の事情がなければ5月末くらいまでに報告してください。結果を取りまとめて農林水産大臣に報告します。

### 格付の実績についての報告（農産物の区分は、追記1を参照）

農産物の区分	農産物の種類	規格	総格付点数	総量 (単位はkg)	集計の期間
合計					

記入上の注意：欄が不足する場合、別紙で作成してください。農産物の区分は、追記1を参照。格付実績がない場合は、「実績なし」と記載してください。量の単位は、kgです。

追記1：認証生産行程管理者が格付の実績報告を行う場合の農産物の区分

（2017年改訂の2017年の分類）

- ① 野菜（タケノコ、大麦若葉、明日葉及びイチゴ、メロン、スイカ等の果実的野菜類を含む）
- ② スプラウト類
- ③ 果実
- ④ 米
- ⑤ 麦
- ⑥ そば
- ⑦ 大豆
- ⑧ その他豆類（落花生を含む）
- ⑨ 雑穀類（トウモロコシ、きび、アマランサス等）
- ⑩ ごま
- ⑪ 緑茶（荒茶）
- ⑫ その他茶葉（紅茶の生葉、ルイボス等）
- ⑬ コーヒー生豆
- ⑭ ナッツ類（栗を含む）
- ⑮ さとうきび
- ⑯ こんにゃく芋
- ⑰ パームフルーツ
- ⑱ きのこと類
- ⑲ 桑葉
- ⑳ 植物種子（ひまわりの種、菜種、亜麻の種等）
- 21 香辛野菜、香辛料原料品（ハーブを含む）
- 22 カエデの樹液
- 23 その他の農産物（①～22及び24以外）
- 24 米ぬか（小袋詰めして販売した場合）

（注記）：米糠は加工食品に分類されています。農林水産省への報告では加工食品の項目で報告します。加工食品ですが、例外的に有機農産物の生産行程管理者や有機農産物の小分け業者（精米業者）に格付の表示が認められていますので、この用紙で報告いただけるように有機中央会が独自でこの項を設けたものです。

以上

改訂履歴

第3版 2007年4月10日 改正JAS法のもとづく様式に変更

第4版 2011年4月12日 農林水産省の報告様式の改訂に伴う農産物の区分の変更

第5版 2012年4月12日 農林水産省の報告様式の改訂に伴う農産物の区分の変更

有機中央会申請書式 1 1 - 3 1 - 1                      格付実績の報告書（生産行程管理者） **第 8 版**  
第 6 版 2013 年 4 月 8 日 農林水産省の報告様式の改訂に伴う農産物の区分の変更  
第 7 版 2017 年 4 月 12 日 農林水産省の報告様式の改訂に伴う農産物の区分の変更  
**第 8 版 2018 年 4 月 19 日改訂 4 月 1 日からの JAS の改正施行への対応**